

学校法人関西外国語大学内部質保証推進規程

[2021年1月1日施行
2020年度制定第2号]

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人関西外国語大学が設置する関西外国語大学および関西外国語大学短期大学部が、建学の理念、それぞれの大学の目的、各種方針などにもとづき、教育研究活動その他の諸活動について恒常的に点検・評価を行い、その結果を公表し、検証して改善に結びつけること（以下「自己点検・評価」という）により、その教育研究が適切な水準にあることを自ら説明し、教育研究の質を継続的に向上させること（以下「内部質保証」という）を目的とする。

(部局等)

第2条 この規程において「部局等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学の各学部・学科、大学院研究科、留学生別科、短期大学部英米語学科、
- (2) 大学学則第59条および短期大学部学則第55条に定める附属施設
図書館学術情報センター、国際文化研究所、人権教育思想研究所、
教職教育センター、イベロアメリカ研究センター
- (3) 学長が指定する委員会
- (4) 事務部門（法人本部、学長室、事務局）

(内部質保証方針)

第3条 内部質保証の方針については別に定める。

(大学評価委員会の設置)

第4条 第1条に規定する目的を達成するため理事会の下に大学評価委員会を置く。

(大学評価委員会の構成)

第5条 大学評価委員会は、次に掲げる者をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 理事長
 - (2) 大学学長および短期大学部学長
 - (3) 教学担当理事
 - (4) 法人担当理事
 - (5) 大学評価または教育にかかる知識・経験を有する学外者
 - (6) そのほか、理事長が指名する者
- 2 委員長は理事長とする。
- 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に支障あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員の任期は、2年間とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後

任の任期は、前任者の残存期間とする。

(大学評価委員会の審議事項)

第 6 条 評価委員会は次の事項について審議する。

- (1) 内部質保証に関すること
- (2) 自己点検・評価の基本方針に関すること
- (3) 自己点検・評価結果の点検および調整に関すること
- (4) 自己点検・評価結果にもとづく改善の管理・監督に関すること
- (5) 自己点検・評価結果等の情報公表などに関すること
- (6) その他自己点検・評価にかかる重要事項に関すること

(自己点検・評価委員会の設置)

第 7 条 第 1 条に規定する目的のうち、自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめることを目的として、大学および短期大学部に自己点検・評価委員会を置く。

(大学自己点検・評価委員会の構成)

第 8 条 大学の自己点検・評価委員会は、関西外国語大学教員役職者規程第 2 条に規定する者、学長室長、事務局長およびその他学長が指名する者をもって構成し、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は学長とする。
- 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に支障あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 理事長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(短期大学部自己点検・評価委員会の構成)

第 9 条 短期大学部の自己点検・評価委員会は、関西外国語大学短期大学部教員役職者規程第 2 条に規定する者、学長室長、事務局長およびその他学長が指名する者をもって構成し、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は学長とする。
- 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に支障あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 理事長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(自己点検・評価委員会の審議事項)

第 10 条 大学および短期大学部の自己点検委員会は次の事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の項目に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施体制に関すること
- (3) 自己点検・評価結果の取りまとめに関すること
- (4) その他自己点検・評価の実施に関すること

(自己点検・評価委員会による自己点検・評価の実施)

第 11 条 大学および短期大学部の自己点検・評価委員会は、大学評価委員会委員長の要請に基づき自己点検・評価にかかる基本方針を策定する。

- 2 大学および短期大学部の自己点検・評価委員会は、前項で策定された基本方針にもとづき、評価項目、実施体制等の細目を決定し、対象の部局等に自己点検・評価の実施を指示する。

(部局等自己点検・評価委員会の設置)

第 12 条 大学および短期大学部の自己点検・評価委員会の下にそれぞれの当該部局等名を冠した自己点検・評価委員会（以下「部局等自己点検・評価委員会」という）を設ける。

- 2 部局等自己点検・評価委員会の委員長は、当該部局等の長をもって充てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、大学評価委員会が必要と認めたときは、複数の部局等をまとめた部局等自己点検・評価委員会を設けることができる。この場合の部局等自己点検・評価委員会の委員長は、当該部局等の長が協議の上決定する。

(部局等自己点検・評価委員会による自己点検・評価の実施)

第 13 条 部局等は、第 11 条第 2 項に規定する指示にもとづき、自己点検・評価を実施の上、その結果にもとづき当該部局等の自己点検・評価報告書を作成し、大学または短期大学部の自己点検・評価委員会に提出する。

- 2 部局等は、第 1 項に規定する自己点検・評価に際し、関係する部局等および関連組織と協働することができる。
- 3 部局等は、当該部局等の固有の評価項目を設定し、自己点検・評価を実施することができる。

(自己点検・評価結果の報告)

第 14 条 大学および短期大学部の自己点検・評価委員会は、部局等から報告のあった自己点検・評価結果を取りまとめ、それぞれの自己点検・評価報告書を作成し、改善事項を付した上で大学評価委員会に報告しなければならない。

- 2 大学評価委員会は、前項に規定する報告を受けたときは、内部質保証の方針に照らし検証し、改善事項については意見を添えて、理事会に報告しなければならない。

(理事長による改善の指示)

第 15 条 理事長は、前条第 2 項に規定する報告を受け、改善が必要と判断した場合は大学評価委員会に対し期限を付した上で、改善を行いその状況を報告する旨指示する。

- 2 大学評価委員会は、前項に規定する指示があった場合は、当該部局等に対して期限を付した上で、改善を行いその状況を報告する旨指示する。

(改善および報告)

第 16 条 部局等は、前条第 2 項に規定する指示を受けたときは、当該事項について改善を行い、その結果を大学評価委員会に報告する。

- 2 部局等は、自己点検・評価の結果にもとづいて、改善すべき事項については計画的かつ継続的に取り組み、教育研究などの質の向上に努めなければならない。
- 3 大学評価委員会は、部局等から第 1 項に規定する報告を受けたときは、改善結果と

ともに、理事長の指示にもとづいた改善が行われたか否かについて検証の上、理事長に報告する。

(外部評価)

第 17 条 この規程に定める内部質保証の体制と取り組みについては、学外者による評価（以下「外部評価」という）を受ける。

- 2 理事長は、外部評価の結果を尊重しなければならない。
- 3 外部評価にかかる事項については別に定める。

(情報の公表)

第 18 条 理事長は、内部質保証にかかる情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等および改善・改革の状況の透明性を担保する。

(事務)

第 19 条 この規程にかかる事務は、IR・大学評価部が行う。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、施行に際し必要な事項は理事長が指示する。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、2021 年 1 月 1 日から施行する。(2020 年 10 月 24 日制定)

(廃止規程)

2. 関西外国語大学自己点検・評価委員会規程および関西外国語大学短期大学部自己点検・評価委員会規程は、2020 年 12 月 31 日をもって廃止する。
3. 関西外国語大学自己点検・評価実施要項および関西外国語大学短期大学部自己点検・評価実施要項は、2020 年 12 月 31 日をもって廃止する。
4. 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部インスティテューショナルリサーチ・大学評価委員会規程は、2020 年 12 月 31 日をもって廃止する。